



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 教育委員会規則

- *11 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *12 産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則
- *13 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- *14 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *15 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条の2」を「第11条の3」に改める。

第3節中第11条の2の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第11条の3 条例第21条の4第2項の教育委員会規則で定める額は、別表第3に掲げる額とする。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。

別表第3中「第11条の2」の次に「及び第11条の3」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 産業教育手当支給に関する規則(昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の10」を「100分の7」に、「100分の6」を「100分の3」に改める。

第2条 産業教育手当支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の7」を「100分の5」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 定時制通信教育手当支給に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の10」を「100分の7」に、「100分の8」を「100分の6」に改める。

第2条 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の7」を「100分の5」に、「100分の6」を「100分の4」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の表日高郡の項中「川中第一小学校」を削り、別表第1中学校の表日高郡の項中「川中中学校」を「中津中学校」に改める。

別表第1の2小学校の表日高郡の項を削る。

別表第1の3伊都郡の項中「西細川小学校」を削り、同表日高郡の項中「子十浦小学校」を削る。

第2条 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中

田辺市	馬我野小学校
-----	--------

田辺市	宮代小 東小学 中山路 福井小 甲斐ノ 近野小 請川小 本宮小 四村川 三里小
	馬我野 龍神小 大熊小 殿原小 三川小 富里小

2 級

を

学校 校 小学校 学校 川小学校 学校 学校 学校 小学校 学校 小学校 学校 学校 学校 学校 学校	1 級
小学校 学校 学校 学校 学校 学校 学校	2 級

に、

日高郡	川原河小学校 笠松小学校 宮代小学校 東小学校 中山路小学校 福井小学校 甲斐ノ川小学校 清川小学校 横川小学校 真妻小学校	1 級
	寒川第一小学校 龍神小学校 大熊小学校 殿原小学校 上洞小学校	2 級
西牟婁郡	近野小学校 市鹿野小学校 安居小学校 三川小学校 富里小学校	1 級
		2 級

東牟婁郡	玉伝小学校 佐本小学校 妙法小学校 明神小学校 小口小学校 敷屋小学校 九重小学校 請川小学校 本宮小学校 四村川小学校 三里小学校 北山小学校 色川小学校 小川小学校 三尾川小学校 七川小学校 七川小学校平井分校	1 級
		2 級

を

日高郡	川原河小学校 笠松小学校 清川小学校 横川小学校 真妻小学校
西牟婁郡	寒川第一小学校 上洞小学校 市鹿野小学校 安居小学校 玉伝小学校 佐本小学校
東牟婁郡	妙法小学校 明神小学校 小口小学校 敷屋小学校 九重小学校 北山小学校 色川小学校 小川小学校 三尾川小学校 七川小学校 七川小学校平井分校

1 級
2 級
1 級
2 級
1 級
2 級

に、

伊都郡	富花
-----	----

貴中学校 園中学校	1 級
--------------	-----

を

田辺市

伊都郡

下山路中学校 虎東中学校 近野中学校 本宮中学校 三里中学校	1 級
龍神中学校	2 級
富貴中学校 花園中学校	1 級

に

日高郡	中津中学校 美山中学校 下山路中学校 虎東中学校 清川中学校 龍神中学校	1 級 2 級
西牟婁郡	近野中学校 川添中学校 三舞中学校 佐本中学校	1 級 2 級
東牟婁郡	明神中学校 本宮中学校 三里中学校 北山中学校 色川中学校 三尾川中学校 七川中学校	1 級 2 級

を

日高郡	中津中学校 美山中学校 清川中学校
西牟婁郡	川添中学校 三舞中学校 佐本中学校
東牟婁郡	明神中学校 北山中学校 色川中学校 三尾川中学校 七川中学校

1 級
1 級
2 級

1 級
2 級

に改める。

別表第1の2中

田辺市

伏菟野小学校

--

を

田辺市

伏菟野小
二川小学学校
校

に改め、西牟婁郡の項

を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

市町村学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。